

適格消費者団体

- i .消費者庁が認定した消費者団体 → 現在、23団体
- ii .景表法違反、特商法違反の案件に対し差止請求ができる
- iii .過去の事件

クロレラチラシ事件

1. 特定適格消費者団体 京都消費者契約ネットワークがサンクロレラ社に対して、クロレラチラシの配布の差止を求めた。
2. 京都地裁2015年1月21日判決は、サンクロレラ社とクロレラ研究会は同一と認定した上で、クロレラチラシはクロレラの薬効を標榜しており、消費者は医薬品と認識するが、実際には医薬品ではないので、そこで誤認を生じさせるとして、差止を認めた。
3. その後、サンクロレラ社は控訴しつつ、自主的にクロレラチラシの配布を中止